

大正期の常侍輔弼と内大臣

——新帝輔弼から元老内大臣兼任方式へ——

松田好史

はじめに

明治後期から大正期にかけて元老が果していった役割を受継いだ昭和期の内大臣については、その重要性に鑑み多くの研究が蓄積されてきた⁽¹⁾。しかし、翻つて大正以前の内大臣については、いまだ確たる位置付けがなされておらず、大正末年における牧野伸顕の就任によつて突然内大臣が宮中政治の中核に出頭したかのように理解されている嫌いがある⁽³⁾。

そこで本稿では、近年発表された桂太郎や松方正義、また彼らに輔弼される立場の大正天皇の伝記的研究⁽⁴⁾を踏まえつつ、大正期における内大臣の位置付けと、「常侍輔弼」

の実態との変遷を追い、昭和期において見られる内大臣の政治的台頭の背景を探ることとした。

一 明治期における内大臣の位置

大正期における内大臣の検討に入る前に、明治期における内大臣の位置付けについて確認しておきたい。

内大臣が明治一八年（一八八五）、内閣制度の創設に際し、三条実美太政大臣の処遇を目的として設置されたことは周知の通りであるが、実際に内大臣に就任した三条は、自己を薩長間のバランスとして位置付けており、藩閥内部の混乱時に發揮された三条の調整力は「格下の元老」である松方・大山巖・山田顯義と同程度かそれ以上のものが

あつた。また、三条は政変や重要人事に際して御下問を受けていたが、これは内大臣に対するものではなく⁽⁵⁾三条個人に対するものであつたという。

さて、三条は明治二十四年二月に死去したが、後任には専任者を置かず、侍従長徳大寺実則が内大臣を兼任することとなつた（本官は侍従長）。

徳大寺は從来、党派性も政治性もなく、明治天皇と元老達の間の伝声管のような役割に徹していたと見做されてきたが、近年の研究において、天皇の意向を徳大寺の発案として示唆した例や、情報の選択的伝達を自主的に行つていたこと等が指摘されている。⁽⁷⁾前者は昭和初年に鈴木貫太郎侍従長が行つているし、後者は木戸幸一内大臣に類似の行動が見られる。⁽⁹⁾

もっとも、徳大寺が元老の了解を得ずに独断で行動することは許容されておらず、また三条と違つて御下問は受けていないと指摘もある。⁽¹¹⁾また、諸勢力間の調停・調整といった強い政治力を要する行動の形跡が認められないのは勿論であり（そもそも、明治天皇が健在で複数の元老達が要なく、またその余地もない）、全体的に見て昭和期における珍田捨巳・鈴木貫太郎両侍従長とほぼ同程度の、軽度の政治関与に留まつていたといえる。徳大寺は先行研究も

指摘するように、本質的には侍従長であつたと評することが出来よう。

また、徳大寺の政治行動が主として情報伝達に関わること可視的なものであつたことが重要で、表面上彼が政治性を帯びた行動を取つていないように見えるために無色透明な存在と見做されるようになり、延いては内大臣に許容される政治的行動の水準を低下させることになつたものと思われる。

ところで、徳大寺内大臣との関係で注目に値するのが、岩倉具定侍従職幹事の存在である。岩倉は明治二三年から四年まで、二〇年弱にわたり徳大寺の下で侍従職幹事を務めていた。彼は天皇の側近に奉仕するという侍従としての本務や、侍従職幹事の後身である侍従次長も行つていた、政局に関する情報収集のみならず、離京中の閣僚に政情を報知したり（これは徳大寺も行つている）、帝室費を選挙資金に投入する計画に関し伊藤枢相へ意見具申をしたり、徳大寺と共に御前会議に参画したりと、府中に関することにも相当程度に関与していた様子である。更に、隈板内閣期の混乱した政情下においては桂太郎陸相及び西郷徳道海相と緊密に連携しており、また天皇から御下問・相談を受けることもあつたようで、「内閣瓦解のときなどに朝野の間に奔走」「屢々勅使を承り諸元老の間に斡旋した」土方

久元前宮相の流儀で奔走尽力した、と新聞に論評されている。⁽²⁰⁾

ここで問題になるのは徳大寺と岩倉の関係である。「岩倉具定公年譜」には岩倉がしばしば徳大寺に代つて天皇に供奉している記事が見え、側近奉仕そのものについての補完関係は明らかであるが、府中との関係については、両者の間で役割分担がなされていたのかどうか判然としない。

前出の新聞論評では、政局への関与に積極的であった土方に対し、田中光顕新宮相は「宮内省たるもの政治の外に卓立するの必要なるを感じ」て政変時の周旋等をしなかつたが、岩倉は「元の土方伯の為せし所を親切なる仕方と考へ」て政治に奔走した、と観測している。徳大寺・岩倉間の意思疎通の状況を窺わせる史料が乏しいので即断は出来ないが、明治期の宮中においては天皇側近間における、府中への関与の役割分担は余り固定的なものではなく、各人の得意・不得意や藩閥政治家との個人的関係⁽²³⁾によって流動的に運用されていた可能性があることを指摘しておきたい。

二 新帝輔弼と内大臣の政治的活性化

ところが、右に記したような宮中の状況は、明治天皇の崩御を契機に一変することとなる。

在位四五年の長きにわたった明治天皇の後を承けて即位した大正天皇は、東宮時代に特段の政治的経験を積んでいたわけではなかったので、元老級の大物政治家が宮中にあって補佐する必要がある、という論理で、二度の組閣歴を有し、第二次内閣の退陣時には元勲優遇の勅語も受けている桂太郎が内大臣に任命された。

桂は政友会に代わる新たな勅許政党を結成することを念頭に置いて欧州視察に出発したものの、ペテルブルクで明治天皇の危篤の報を受けて急遽帰国、大正元年八月一日に東京に帰着したところ、同日に開かれた元老会議で西園寺公望首相及び山県有朋枢相の主導で桂の内大臣への推挙が決定され、一三日には就任を見るに至つたものである。桂は「國家最重の臣」である山県が内大臣となつて新帝を補佐するのが適当だと反論したが、昭憲皇太后の意向等もあり遂に受諾を決心したといふ。桂の宮中入りについては山県による封じ込めであるとの説が取沙汰されたが、山県の底意は兎も角、西園寺や他の元老、皇太后も賛成しており、いわば政界最上層部の総意によつて推進されたと見てよいであろう。

内大臣に就任した桂は、侍従長を兼任（本官は内大臣）して常時出仕し、自ら「実は参上直に拝陳仕度存候得共毎日々朝より夕方に掛け候而君側之勤務不得寸暇」と述べ⁽²⁶⁾

てはいるように新天皇に密着した。当面の課題は、各種の儀式が連續し外国使臣への対応も必要な明治天皇の大喪を無事遂行することであり、桂は天皇のいわば介添え役を務めたのであるが、内大臣が常時宮中にいるのであるから、必要があれば何時でも天皇の御下問を受け、相談相手になることが出来る訳である。桂の在任期間が短かったことでもあって、実際に桂に御下問が下ったのは西園寺内閣の総辞職の際（桂はこれを受けて元老会議を開催している）位のようであるが、御下問に即応可能な態勢であったという点で、

桂は後年における「側近型内大臣」の要件を充分に満たしていたと見ることが出来よう。

他方で、桂は首相を二度務めた大物政治家であり、その属人的な政治力も強力であった。⁽²⁷⁾ 彼は折からの二個師団増設問題においては西園寺首相、原敬内相、上原勇作陸相及び野田卯太郎政友会幹事長等の相談に対応しているし、中國政策を巡って内田康哉外相への意見具申も行っている。⁽²⁸⁾

筆者は、大正後期における平田東助内大臣を、天皇に代つて政界における諸勢力・機関間の調停を行う「代行型内大臣」であったと位置付けているが、⁽²⁹⁾ 桂は平田よりもはるかに強い政治的影響力を有しており、「側近型内大臣」の即応性と、「代行型内大臣」の調整能力とを兼ね備えた、最も強力な輔弼者たり得る可能性を秘めていたものと思われ

るのである。

更に桂は、新天皇に対する帝王学を推進し、また乃木希典の自決後における学習院長後任問題⁽³²⁾にも関与する等、宮中の事項についても指導力を發揮していた。彼と渡辺千秋宮相とは、連携して日韓併合に関わる韓国皇室の処遇問題に対処する等、首相時代から協力関係にあったことでもあり、宮中内部においても、宮相を経て内大臣に就任した牧野伸顕と同等か、これを凌ぐ実力を持ち得たものと思われる。

もつとも、桂が府中への再転出の為にその影響力を行使して二個師団問題を最終的に決裂させ⁽³³⁾、更に自己の輔弼により渙発された優謹にもとづいて首相に就任したことで政界を混乱せしめたこともまた事実である。この点について、そもそも内大臣の選任時において、まだ政治の第一線に立つ意欲を失っていなかつた桂ではなく、大山か松方が選任されるべきであった、との指摘もあるが、老齢の彼等は、桂のように侍従長を兼ねて新帝を「常時」輔弼することが困難であるという点で問題を有していた（これは桂が内大臣に推した山県も同様である）。即ち、「常侍輔弼」が可能な壯年の人物が内大臣の職務に徹するには、府中における政治生命を断たれることを覚悟する必要があるという問題があり⁽³⁵⁾（従つて政治的意欲を失っていない者の就任は困難

である)、第一線を退いた長老政治家の場合には高齢からくる健康上の問題がつきまとつて二律背反が生じるのであり、これは元老やそれに準ずる長老政治家が拠底し、「側近型」に特化した高文官僚出身の内大臣が登場する昭和一〇年代に至るまで解消されないのであつた。

三 内大臣の空位と宮中の独立性

桂の首相転出後は正式な内大臣は置かれず、大正元年八月一二日には有栖川宮威仁親王とともに新天皇から、自分を「師佐」するように、との勅語を受けていた伏見宮貞愛親王⁽³⁶⁾が、内大臣府出仕という形でその欠を埋めることとなつた。伊藤之雄氏によれば、伏見宮は摂政に類似した形で天皇を補佐し、山本権兵衛⁽³⁷⁾首相、原内相等と連携して政治的行動をとつていたという。

ところが、大正三年四月に渡辺宮相が汚職疑惑によって辞任に追込まれた際に(後任は東宮大夫波多野敬直)、正式の内大臣でない伏見宮が宮内大臣任免の辞令に副署してよいか、という問題が持上がり、一応問題ないとされて伏見宮が副署したが、正式な内大臣をおいた方がよいとの気運が醸成された結果、元老の一員である大山巖の就任を見ることとなつた。⁽³⁸⁾大山は大正天皇の東宮時代に東宮職監督

を務めており、桂の転出時に既に後任候補として名前が挙がっていたものの、これまで内大臣への就任を固辞していたものである。

ここで注目したいのは、正式な内大臣の不在が問題となつたのが、宮相の任免に際してであつたこと、即ちこれが内大臣固有の権能であり、他の役職者によつて代替され得ないものであったと考えられることである。大正一四年に牧野伸顕が宮相から内大臣に横滑りした際にも、

一、重病で参内出来ない平田内大臣を牧野の輔弼により免官とし、穗積陳重枢相を内大臣に任命

二、穗積の輔弼により牧野を免官とし後任に一木喜徳郎を任命

三、一木の輔弼により穗積を免官とし後任に牧野を任命

という煩雜な手順を踏んでおり、昭和一年に湯浅倉平宮相が内大臣に横滑りした際も同様の手続きが取られていく。⁽⁴⁰⁾勿論、根拠法令である公式令を改正すれば他の役職者が宮相の任免を扱えるようになるのではあるが、その措置が執られなかつた理由として、宮相の任免について、府中、即ち國務大臣の関与を排し、宮中のみで処理しうるようにする、即ち宮中の独立性を保つ上で、もう一人の大臣が必要だつたためではないかと思われる。明治期においては、将

来政黨員が就任する可能性のある総理大臣や國務大臣が宮中の人事に関与することは、藩閥關係者にとっては超然主義との兼ね合いからも容認しえなかつたのではないかと思われるし、大正・昭和期においても「宮中・府中の別」が問題となる中で、露骨な猶官で批判を受けていた政党内閣に、宮相の人事を委ねるのが困難であることは容易に推量しうる。三条の没後に内大臣が廃官とならず、侍従長を本官とした形ながらも徳大寺の兼任によつて存続したのはこのためではないかと考えられるが、詳細は猶検討することとし、ここでは可能性を指摘するにとどめたい。

四 元老内大臣兼任方式の定着

さて、内大臣就任後の大山であるが、参内は月に一回程度であり、大隈重信首相の要請を受けた大正天皇が、独断で加藤高明外相に出した勅語を止められなかつた等、天皇に対する「常侍輔弼」⁽⁴⁴⁾を充分に果たしていいたとはいえない状況だつたようである。

他方で、大山は首班選定のための元老会議⁽⁴⁵⁾や、第一次世界大戦への参戦を決定する内閣・元老合同会議には出席しており、重要な局面ではある程度の政治的活性を示していくことも確かである。大山のこれらの活動は、内大臣就任

以前からの、元老としての属人的な資格に基づく行動の延長である可能性が高いが、ここでは後述する松方の場合と同様、内大臣の肩書を保持して元老としての政治活動を行つていたことの重要性を喚起しておきたい。

ところで、大山の在職中に、別な角度から内大臣の地位がクローズアップされる事件が起こつてゐる。当時朝鮮総督として京城にあつた寺内正毅へ宛てて、在京の田中義一が報じたところによると、

引キ続キ大山公参邸セラレ候。是レハ甚ダ突然ノ事件ニシテ、大ニ当惑セラレタル様子ニ相見ヘ候。去ル一日老公〔山県〕ハ御前ニ奉伺シテ、現今ノ事情ヲ言上セラレ候際、聖上ヨリ大山ハ辞職スルニアラズヤトノ仰セ有之候由。其際公ハ其レハ陛下ガ新聞ニテ御覽被遊候ナランモ、恐ラク風説ニ過ギズ、彼様ノ事有之場合ニハ、大山ガ山県ニ一言モナクシテ此様ノ処置ニ出ヅル筈ハ万々無之事ト存スル旨言上セラレタル折柄、昨日大山公ハ此儀ハ大隈首相ガ陛下ヘ言上シタル趣キナリ、因テ自分ハ此際辞職致シ度シト申サレタル由ニ御座候。大山公ハ自分ノ後任ニ西園寺侯ヲ就職セシメテ此場合ヲ切り抜ケル積リニアラザルカトノ疑念ヲ抱カレ居ル様子ナルヲ以テ、老公ハ、其レハ行ハル可キコトニアラズ、亦西園寺ハ今迄來リアリシモ、彼恐ラ

ク内府ノ職ニ就クコトヲ承諾セザル可ク、亦承諾シ難キ行キ掛リアリ。兎ニ角大山公ノ在職ハ之ヲ以テ重キヲナス処明ナレバ、是非思ヒ止マリ呉ル、様申シタルモ、恐ラク大山ハ思ヒ止マル間敷ト申サレ居リ候。就テハ今ヨリ直ニ大隈ニ面談シテ、彼レニ言上ノ理由ヲ聞キ質シ、更ニ何トカ処置スル必要アリト大ニ苦心セラレ居リ候。

とあり、天皇から「大山ハ辞職スルニアラズヤ」との下問を受けた山県はこれを否定したものの、大隈重信首相が天皇に「大山の辞意」を言上したものと判断した大山が、本当に辞職の意思を固めてしまい、山県が説得に苦慮する羽目になつことが知られる。結局大山は辞意を撤回し、翌年に死去するまで内大臣の地位に留まるのであるが、ここで注目したいのは、大浦事件で苦境に陥っていた大隈が、「此場合ヲ切り抜ケル」ために大山を退任させて西園寺を後任に据えることを自論んでいる、との観測がなされていることである。これは、大隈は西園寺新内大臣の輔弼または黙認による辞表却下を狙っている、という解釈であると思われ、内大臣の地位が首相の進退に絡んで焦点となつていることが窺われる。明治期であればこの種の案件で徳大寺の輔弼が云々されることはなかつたのであるが、大正天皇の場合は元老達との信頼関係が弱く、彼らへの御下間に

積極的でなかつたので、「常侍輔弼」者である内大臣に妨害されなければ、天皇と親しい関係にあつた大隈が、天皇の意思を左右しうる、と見なされた訳である。内大臣府出仕の伏見宮と提携関係にあつた山本・原の場合と同様、内大臣との関係が内閣にとつて重要となりつつあった、或いは少なくともそのように受取られるようになりつつあったのであり、元老の退場後における内大臣の政治的重要性の向上を先取りするかのような事件であつたとみることはできまいか。

大山が内大臣在職のまま五年一二月に死去した後に内大臣に擬せられたのは、松方正義である。彼は半年に亘って固辞し続けたものの、山県や平田の説得によつて遂に就任に同意するに至つている。⁽⁴⁹⁾

この時の、松方に対する平田の説得の論理は、

府中之事は寺内に關し成立を以て茲に局を結ひたるも、後任に据えることを自論んでいる、との観測がなされていることである。これは、大隈は西園寺新内大臣の輔弼または元老諸公之御憂慮は申迄なく、小生も夙夜苦慮措く能はさる所に有之、而して内府輔翼の重任は山県公と閣下〔松方〕之外なきは衆目の視る所に有之、山県公は既に枢府之重任に在り、又重ねて内府を兼ねらるゝは独り穩當を欠くのみならず、到底健康之許さゝる所なり。今や國家多難之時ニ當て、元老諸公は一年にても

長く健康を保たれ、君國之急を救はるゝは小生等之切に願ふ所なるに拘はらず、斯る重任を以て既に八旬を超えられたる閣下に擬せんと欲するは小生等之忍ひさる所にして一喜一憂を免れすと雖、亦実に已むを得ざるなりと。⁽⁵⁰⁾

というものであった。また、やや時期が下るが、宮中某重大事件後に辞意を洩した山県枢相に対し、原首相は、⁽⁵¹⁾

山県辞意ヲ漏スニ付、余ハ老年云々御尤ノ事ナカラ、其職ニ在ルト否トニ因リテ諸公ノ皇室ニ対スル事ニハ毫モ相違ナキ事ナルベキガ、松方山県両公宮中ヲ去レリト云フハ國民ニ如何ナル感覚ヲ起サシムルヤ、篤ト其辺再考アリタシ、何トナク皇室ノ重キヲ減シタルノ感或ハ起ラン、繰々モ熟慮アルヘシト注意シタリ、⁽⁵²⁾

と辞意の撤回を求めていた。更に、前述の大山の辞職問題の際にも、山県が「大山公ノ在職ハ之ヲ以テ重キヲナス処明」らか、という論理で大山に留任を求めており、枢相や内大臣といった要職は元老級の長老政治家が占めているのが皇室の重厚感を増し、据わりがよいという認識は、政界最上層部においては相当程度に共有されていたものと思われる。⁽⁵³⁾

内大臣としての松方であるが、在任期間の前半においては、活動は余り活発ではなかつたようである。これは府中

の側が安定政権の原敬内閣であつたことが大きいであろう。政権担当当初の原が松方と接触するのは宮中に関する事項が中心であり、経済に関係する会談等もないではないが、原も山県に対する場合ほどには積極的に意思疎通を行おうとはしていないようと思われる。⁽⁵⁴⁾

しかし、大正八年の秋頃から、宮中某重大事件、皇太子外遊問題、摂政設置問題等、宮中の重要案件が次々に浮上するにつれて、松方の活動が活発になっていくのである。⁽⁵⁵⁾ 松方は山県・西園寺・原、それに中村雄次郎・牧野両宮相等と連携を取りつつこれらの問題に対処しており、宮中某重大事件については山県・西園寺・原と共に婚約破棄論を主張し、皇太子外遊問題では、外遊に反対する貞明皇后の説得に当っている。⁽⁵⁶⁾

他方で、大正一二年二月に山県が死去すると、松方は政局面でも活動を活発化させる。高橋是清内閣の崩壊時には清浦奎吾枢相及び牧野宮相の参画を得て加藤友三郎を奏薦し、更に新内閣の陸相人事について、上原勇作參謀總長と協議し山梨半造陸相の留任を決定したといふ。⁽⁵⁷⁾ また、松方は摂政設置問題で自分を補助した牧野に、政局に関係するこの局面でも協力させている。この時期にはまだシステム化された運用がなされている訳ではないし、平田内大臣時代は内大臣と宮相の関係がそれほど密接ではなかつたので、

単純には結びつけられないものの、これが牧野が内大臣に就任した後に展開する、筆者が言うところの「側近集団型輔弼方式」の原型になつたものと思われる。⁽⁵⁹⁾

さて、この一連の松方の行動も、大山の場合と同様、どこまでが元老としてのもので、どこからが内大臣としてのものか、切り分けは困難である。寧ろ、元老・内大臣双方の守備範囲であることが明白な宮中問題が多い分だけ、大山の関与した事例よりも一層混然としているといつてよいであろう。そして、区分が出来ないだけに、彼等の活動によって、元老と内大臣の役割の混交が生じ、内大臣の関与しうる範囲がなしくずし的に拡大したのではないか、と思われるのである。

おわりに

内閣制度の発足に伴つて内大臣に就任した三条実美は元老並みの政治力を有していたものの、明治後期における徳大寺実則内大臣は本質的に侍従長であり、その政治関与も後年における侍従長のそれと同程度、しかも不可視的なものであった。当時内大臣が廃官とならなかつたのは、宮内大臣の人事を、政党勢力が占める可能性のある内閣に委ねないためであつた可能性が高い。

大正天皇の即位を契機に就任した桂太郎内大臣は、侍従長を兼任して天皇に常時奉仕するとともに、首相を二度務め元老の列に加わつた大物政治家としての政治力を發揮して府中への関与も行つており、短期間の在任で府中に転出したために未知数の部分はあるものの、「代行型内大臣」の調整力と「側近型内大臣」の即応力の両方を兼備した、最も強力な常侍輔弼者たり得る可能性を有していたといえる。

その後も大山巖、松方正義と元老が八年余にわたつて内大臣の地位を占めたが、これは政治的経験の乏しい大正天皇への補佐とともに、国民一般に対しては君側に重みを増す効果をも期待されてのことであった。彼等が内大臣の肩書を帯びたまま元老としての政治活動を行うことによつて、元老と内大臣の政治的役割が次第に混交し、それによつて徳大寺の在任時には侍従長と同程度まで縮小していた内大臣の政治行動の範囲が、元老に次ぐレベルにまで拡大していくものと思われる。⁽⁶⁰⁾ 徳大寺が行うと問題化し、桂も気についていた独自の政治行動を大山・松方は平然とやっており、その後元老でない平田東助内大臣が同様の行動をとっても、少なくとも政界内部では問題視されていないことがそれを裏付けている。即ち、大正末年以降に内大臣の政治的役割が増大するための条件は大山・松方によつて整えら

れていたのであり、平田が、自己の退任時に内大臣そのものの廃官を考慮したのは、このように重いポストへと変化した内大臣の地位を、今後元老でない政治家が占めざるを得ないことの「矛盾」を重く見たためであるということが出来よう。

註

(1) 当該期の内大臣に関する筆者の見解は、拙稿「内大臣の側近化と牧野伸顕」(『日本歴史』七四三、一〇一〇年)、「昭和期における「常侍輔弼」体制の変遷」(『日本歴史』七一五、一〇〇七年)及び「情報管理者としての木戸幸一内大臣」(『日本歴史』六七八、一〇〇四年)を参照されたい。

元老西園寺公望の主導により元老から内大臣へ首相奏薦権が委譲される過程が明らかにされているが、それ以外の局面における「常侍輔弼」については、従来あまり取上げられていない。また、川口暁弘「内大臣の基礎的研究—官制・原型・役割—」(『日本史研究』四四二、一九九九年)は、内大臣は本来国務に関与する官として設置されたものの、長年在職した徳大寺実則が政治関与を避けたために非政治的な「宮中の清職」と見なされるようになり、大正末年から昭和初年にかけての内大臣の政治的重要性の上昇までの状態が続いた、としているが、同氏も大正前・中期における内大臣の実態を検証している訳ではない。

(4) 小林道彦『桂太郎』(ミネルヴァ書房、一〇〇六年)、宇野俊一『桂太郎』(吉川弘文館、一〇〇六年)、室山義正『松方正義』(ミネルヴァ書房、一〇〇五年)。大正天皇については、古川隆久『大正天皇』(吉川弘文館、一〇〇七年)が、幾つかの局面における天皇と内大臣の動向に言及している。また、拙稿「内大臣制度の転機と平田東助」(『昭和天皇と立憲君主制の崩壊—睦仁・嘉仁から裕仁へ—』(名古屋大学出版会、一〇〇五年)があり、伊藤氏は大正期の内大臣を、山県閥の宮中支配の一翼を担っていたものとして描いている。それも一面においては事実なのであるが、他方でその間における内大臣そのものの政治的機能については、やや等閑に付されているやに思われる。

(5) 以上、佐々木隆「内大臣時代の三条実美」(沼田哲編『明治天皇と政治家群像』吉川弘文館、一〇〇一年)。

(6) 代表的なものとして渡辺幾治郎『明治天皇と輔弼の人々』(千倉書房、一九三六年)。前掲川口「内大臣の基礎的研究—官制・原型・役割—」や、梶田明宏「徳大寺実則の履歴について」(沼田哲編『明治天皇と政治家群像』吉川弘文館、一〇〇一年)も同様の見方をしている。

(3) 首相奏薦機能については永井和『青年君主昭和天皇と元老西園寺』(京都大学学術出版会、一〇〇三年)によつて、

(7) 川上寿代「徳大寺実則と政治的意思伝達」(『メディア史研究』一七、二〇〇四年)。

(8) 前掲拙稿「内大臣の側近化と牧野伸顕」を参照。鈴木の政治的行動は、特にそれによって不利益を被る政治勢力からの批判の対象になることがしばしばであった。

(9) 前掲拙稿「情報管理者としての木戸幸一内大臣」を参照。当時の木戸は日曜日を除いて毎日出勤し、侍従長と大差のないレベルで天皇に密着していたので、天皇の許へ出入りする情報を相当程度に管制することが可能であったが、徳大寺の場合はその域には達しておらず、個別的な局面での選択的伝達に留まっている。

(10) 注(7)と同じ。

(11) 前掲佐々木「内大臣時代の三条実美」二五七頁。

(12) 前述の木戸の場合は、従来侍従長が担当していた部分をも含めて、天皇側近における政治的職務を一手に引受けていたものであって、徳大寺が木戸と同レベルの政治的役割を有していた訳ではない。

(13) 佐々木氏は徳大寺の内大臣を「虚官」と見做している(注(11)と同じ)。また、一般向けの表現であるが、伊藤之雄氏は徳大寺を「侍従長(内大臣の職務代行)」と説明している。伊藤『山県有朋—愚直な権力者の生涯』(文芸春秋、二〇〇九年)三七一頁。

(14) 明治二九年二月一五日付岩倉宛伊東巳代治書翰(伊東は当時内閣書記官長)や明治三十一年三月一〇日付及び一日付岩倉宛清浦奎吾書翰(清浦は当時法相)は、院内の閣僚・

政府委員から議事の状況を岩倉へ報知したものである。上記はいずれも鈴木栄樹・松田好史他編「史料紹介 岩倉具定関係文書(書翰の部一)」(『京葉論集』一六、二〇〇九年)所収。なお、史料紹介では清浦の両書翰を明治三十一年のものと推定したが二〇年の誤りである。

(15) 明治二十四年一二月二三日付井上馨宛岩倉書翰、国立国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」五八一一、明治二十五年七月二七日付伊藤博文宛岩倉書翰、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』(塙書房、一九七三)八一年三、五一頁。

(16) 明治二十四年一二月二六日付伊藤博文宛徳大寺書翰、『伊藤博文関係文書』六、一二六頁。

(17) 明治二十五年一月一〇日付伊藤博文宛岩倉書翰、『伊藤博文関係文書』三、四九頁。岩倉・伊藤はともに帝室費・選挙いすれの責任者でもなく、有力政治家に対する私的ルートを通じた働きかけと見做す外ない。

(18) 「岩倉具定公年譜」明治三十一年六月二十四日条。西村文則『岩倉具定公伝』(北海出版社、一九四三年)二三五〇頁。

(19) 明治三十一年一〇月二九日付桂太郎宛岩倉書翰、千葉功編『桂太郎関係文書』(東京大学出版会、一〇一〇年)八二頁。

(20) 明治三十一年一二月二八日付『時事新報』、同日付桂宛岩倉書翰に付属の切抜き。『桂太郎関係文書』八四〇八五頁。因みに同記事は「徳大寺侍従長は内大臣を兼ね今の幹事は殆んど侍従長の職を行うもの」としている。

(21) 前掲『岩倉具定公伝』所収。岩倉の宮相転出後にも同様

の記事が見える（二二五九頁）。また、明治三〇〇年三月三日付松方正義宛岩倉書翰には「本日ノ貨幣問題之御演舌ハ、侍従長不參ノ為メ傍聴ニ罷出候事不相叶」といった文言も見える。大久保達正他編『松方正義関係文書』（大東文化大学東洋研究所、一九八六年）七、三頁。

（22）注（20）に同じ。

（23）田中光顯の場合も、明治二九年に松隈内閣が成立した際の政変では、山県有朋に状況を刻々と報告している。尚友

俱楽部山縣有朋関係文書編纂委員会編『山縣有朋関係文書』（山川出版社、二〇〇六年）二、三三四～三三七頁。

（24）徳富蘇峰編著『公爵桂太郎伝』（故桂公爵記念事業会、

一九一七年。引用は一九六七年刊の原書房版による）坤、六〇〇頁。

（25）当時の世評については、山本四郎『大正政変の基礎的研究』（御茶の水書房、一九七〇年）第二章第一節に詳しい。

（26）大正元年九月一日付山県有朋宛桂書翰、『山縣有朋関係文書』（山川出版社、二〇〇五年）一、三八〇頁。

（27）首相時代の桂による政策統合に関する最近の研究として、伏見岳人「国家財政統合者としての内閣総理大臣——第一次内閣期の桂太郎（明治三四～三九年）」（『国家学会雑誌』一二〇一～一二、二〇〇七年）がある。

（28）大正元年一〇月一六日付山県宛桂書翰、『山縣有朋関係文書』一、三八一頁。桂は第二次内閣の退陣時に勅語を受け元老となっているが、「聖上之側居者には如何敷も相考

候得共」と宮中府中の別を氣にはかけており、元老であるから府中の事項に関与しても問題ないとは必ずしも考えていいなかった節がある。

（29）前掲拙稿「内大臣制度の転機と平田東助」を参照。

（30）元帥を辞退して予備役に編入されたとはいえ、陸軍に対する影響力は文官である平田の及ぶところではないであろう。

（31）前掲宇野『桂太郎』二四四頁。

（32）大正元年一〇月二一日付桂宛山縣書翰、『桂太郎関係文書』四四五頁。

（33）前掲小林『桂太郎』二七六～二七八頁。

（34）前掲古川『大正天皇』一二一～一二二頁。

（35）昭和一五年に木戸が内大臣に就任した際には、昭和天皇が「少し若いし、将来の政治的生命を失はせても可哀想だが」と懸念している。原田熊雄述『西園寺公と政局』（岩波書店、一九五二年）八、二五二頁。木戸は当時五〇歳であった。

（36）前掲古川『大正天皇』一二三頁。

（37）前掲伊藤「山縣系官僚閥と天皇・元老・宮中——近代君主制の日英比較」一二六～一二九頁。

（38）大山元帥伝編纂委員會編『元帥公爵大山巖』（大山元帥伝刊行会、一九三五年）八二三～八二四頁。尚、伏見宮は四年一月まで内大臣府出仕に留まっている。

（39）前掲古川『大正天皇』一二二頁。

（40）中島英人『元老重臣の研究』（中島英人遺稿集刊行会、一〇〇五年）一二六頁。

(41) 首相の辞令は、他の国務大臣が副署することが可能である。

の再編』（『史学雑誌』一一九十四、一二〇一〇年）が論じて
いる。

(42) この時は斎藤実前内大臣は死亡しており、一木枢相が内大臣を兼任して湯浅の内大臣転任と松平恒雄新宮相の就任を介添えしている。

(43) 川口曉弘氏は隈板内閣期の事例に依拠して、内大臣は「明らかに藩閥勢力に親和的な政治単位」であり、山県有朋により「反政党勢力の牙城たることを期待」される存在であった、としている。前掲川口「内大臣の基礎的研究」一〇〇頁。

(44) 前掲古川『大正天皇』一四四～一四五及び一七一～一七三頁。

(45) 第二次西園寺・第三次桂・第一次山本各内閣の退陣を受けた後継首班選定にはいずれも参画し、特に西園寺の後任に松方が推举された際には、井上馨とともに鎌倉へ赴いて松方の説得に当っている。伊藤隆編『大正初期山県有朋談話筆記・政変思出草』（山川出版社、一九八一年）三六頁。

(46) 前掲『大正初期山県有朋談話筆記・政変思出草』五八頁、前掲『元帥公爵大山巣』八二六～八二九頁。

(47) 大正四年七月三日付寺内正毅宛田中義一書翰、国立国会図書館憲政資料室所蔵「寺内正毅関係文書」三一五一三八。傍線・句読点は筆者による。

(48) 前掲古川『大正天皇』一六九頁。

(49) 松方の内大臣就任と、同年に制定された請願令との関係について、国分航士「大正六年の請願令制定と明治立憲制

大正期の常侍輔弼と内大臣

(50) 大正六年一月四日付山県宛平田書翰、『山縣有朋關係文書』（山川出版社、二〇〇八年）三、一二八～一三〇頁。傍線は筆者による。

(51) 岩壁義光・広瀬順皓編『原敬日記』（影印版、北泉社、平成一〇年）大正九年一〇月九日条。傍線・句読点は筆者。

(52) 前掲『原敬日記』大正八年一〇月二二日条。

(53) 『原敬日記』では、大正八年九月二十四日に松方と天皇の病状、皇太子による政務の代行等の相談をしており、以後徐々に松方の登場回数が増加している。

(54) これら一連の問題における元老の動向に関する最新の研究として、黒沢文貴「大正期天皇制の危機と山県有朋」

（伊藤隆編『山県有朋と近代日本』吉川弘文館、二〇〇八年）がある。

(55) 前掲室山『松方正義』三七九頁。

(56) 元首相山本権兵衛にも協議への参加を求めたが、山本は松方に選定を一任している。また、西園寺は当時興津で療養中であった。

(57) 詳細な経緯については、前掲永井『青年君主昭和天皇と元老西園寺』第三章を参照。

(58) 森靖夫『日本陸軍と日中戦争への道——軍事統制システムをめぐる攻防』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）三三三頁。

(59) 老齢の松方内大臣にとって宮相・侍従長等の補佐が必要だったという点については、永井和氏も言及している。前

掲『青年君主昭和天皇と元老西園寺』一八二頁。

(60) 季武嘉也氏は、元老が後退する中で後継首班をめぐる様々な運動が宮中に持ち込まれ、それに対処する過程で「事實上、宮内大臣と内大臣は元老的機能をも兼備するようになつた」としている。季武『大正期の政治構造』(吉川弘文館、一九九八年)三〇七～三〇八頁。